基準設定について

1. 基準の類型

条例制定にあたっては、根拠法令で定められた設備基準及び運営基準等の事項ごとに、 以下の基準が設けられています。

- (1) 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの・・・・・「従うべき基準」
- (2) 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの・・・「標準」
- (3) 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの・・・・・・「参酌すべき基準」

に区分されており、特に「標準」「参酌すべき基準」については、各市町村の実情に応 じた独自の基準を設けることができます。

2. 基準設定の考え方

条例で定める設備基準及び運営基準等は、これまでの数次に亘る介護保険制度の見直 しにおいて、省令で詳細な基準が定められ、適正な事業運営がなされてきているものと 考えています。

本市においては、地域的な特殊性が認められないことから、基本的には現在の省令に 定める基準に従い条例を定めることといたします。

ただし、地域密着型サービス等の適正な給付という観点から、記録の整備に関する事項について、本市独自の基準を定めることとしたいと考えています。

(1) つくばみらい市独自基準

ア 記録の整備

サービスの提供に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長する。 対象となる地域密着型サービス等:全てのサービス

イ 考え方 地域密着型サービス等の適正な給付

介護保険事業者に給付される介護給付費の財源は、半分が介護保険料で、残りの半分を国、県、市の公費で負担しています。

事業者が不適正な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることになります。省令では、地域密着型サービス等の提供に関する記録の保存期間は2年と規定されていますが、介護給付費の返還請求権は、地方自治法の規定により5年間と定められています。

このため、本市では、地域密着型サービス等の事業者に対しサービスの提供に 関する記録の5年間の保存を義務付け、不適正な介護給付費の支給があった場 合には、5年間さかのぼることができるようにします。

(2) つくばみらい市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

介護保険法第78条の4の規定に基づく基準について定めます。

- ア 従うべき基準及び標準基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。
- イ 参酌すべき基準は、記録の整備に関する事項以外は厚生労働省令の規定どおり 定めます。
- (3) つくばみらい市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)

介護保険法第115条の14の規定に基づく基準について定めます。

- ア 従うべき基準及び標準基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。
- イ 参酌すべき基準は、記録の整備に関する事項以外は厚生労働省令の規定どおり 定めます。
- (4)つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(案)

介護保険法第78条の2及び第115条の12の規定に基づく基準について定めます。

- ア 従うべき基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。
- イ 参酌すべき基準となっている,地域密着型介護老人福祉施設の入所定員については,従前の法令を適切なものと判断し,「29人」と定めます。